

特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況（令和5年度）

令和6年7月
鎌ケ谷市

鎌ケ谷市では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、また、職員一人一人がこの計画を自分自身に関わることとして捉え、共に助け合いながら職場を挙げて環境を形成していくことを目標として、平成27年3月に「鎌ケ谷市特定事業主行動計画」を策定しております。

今般、「次世代育成支援対策推進法第19条第6項」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条」に基づき、本行動計画に基づく取組の実施状況について、以下のとおり公表いたします。

【実施状況】

1 子育て支援制度の活用を図るための取り組み

子育てに関する各種制度（育児休業、部分休業、特別休暇等）の周知や取得の促進（給与、共済組合の経済的支援、休業の取得モデル等の掲載）を図るための「子育て支援ガイドブック」を令和6年4月に改訂し、全職員へ周知しています。

2 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇（母親学級、保健指導又は健康診査、通勤緩和、子育て休暇）の制度について、ガイドブック等により周知しています。

休暇制度	取得可能	取得人数	取得率
母親学級へ参加するための特別休暇	5人	1人	20.0%
保健指導・健康診査のための特別休暇	16人	16人	100.0%
通勤緩和のための特別休暇	—	3人	—
子どもの授乳やその他の世話をするための特別休暇	1人	0人	0%
子どもの看護・保育所等の行事に参加するための休暇	277人	245人	88.4%

※通勤緩和：取得人数のみ計上

3 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進

新たに子どもが生まれた男性職員が取得できる妻の出産のための特別休暇制度について、ガイドブック等により周知しています。

休暇制度	取得可能	取得人数	取得率
妻の出産のための特別休暇	22人	21人	95.5%

4 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業、部分休業、休業補償などの制度について、ガイドブック等により周知しています。

◆育児休業の取得状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	男	女	男	女	男	女
取得可能者数	22人	17人	18人	15人	22人	13人
取得者数	3人	17人	13人	15人	22人	13人
取得率	13.6%	100.0%	72.2%	100.0%	100.0%	100.0%

※取得可能者数：年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数

取得者数：年度中（前年度以前に出生した職員を含む）に新たに育児休業を取得した職員数

◆部分休業の取得状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	男	女	男	女	男	女
取得可能者数	—	8人	—	8人	—	11人
取得者数	1人	3人	2人	5人	2人	7人
取得率	—	37.5%	—	62.5%	—	63.6%

※取得可能者数：年度中に育児休業から復帰した職員数

5 時間外勤務の縮減

時間外勤務時間数の枠配分による事務改善及び計画的な業務執行（平成19年度～）や毎週水曜日を全庁一斉定時退庁日とする「ノー残業デー」（平成17年2月～）などを実施しています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外勤務時間数	67,941時間	78,801時間	82,951時間
対前年度比	7.3%増	16.0%増	5.3%増

6 年次休暇の取得の促進

各所属において四半期ごとの休暇取得表の作成を行い、計画的に業務を執行し、休暇を取得しやすい環境を整備するための取り組み（平成21年2月～）を行っています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均取得日数	12日と3時間	11日と6時間	12日と4時間

7 子育て休暇の取得促進

平成22年4月から、従前の「子の看護休暇」を「子育て休暇」に改正し、ガイドブック等により周知しています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象職員数	253人	264人	277人
取得職員数	176人	193人	245人
取得率	69.6%	73.1%	88.4%

※対象職員数：当該年度に義務教育終了前までの子を養育する職員数

8 採用における多様な人材の確保

公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、積極的な採用活動を実施しています。

◆職員に占める女性職員の割合（全職種）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性職員割合	39.2%	40.3%	41.4%

◆採用した職員に占める女性職員の割合（全職種）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性職員割合	47.2%	60.6%	57.1%

9 管理的地位に占める女性職員の割合

性別にかかわらず公正な人事評価や、管理的地位にある職員への女性の登用拡大に努めています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性職員割合	24.7%	27.6%	30.3%